

はじめに

久保敦彦

二〇〇一年から二〇〇二年にかけての今年度の中心的な企画は、前年の年報でも予告をしたとおり、子どもを取り巻くいろいろな状況と施策に着目したものでありました。これは既に昨年度末の三月に開かれた日本ユニセフ協会主催（本学は共催の形で会場提供などの協力を行った）の「第一回子ども&若者セミナー」（本研究委員阿部浩巳教授も講演者として参加）からの流れを引き継ぐ構想ですが、「子どもの福祉と家族・地域・自治体」を冠の表題として先ずは秋期に連続講演会を開催し、それを受けての春季のシンポジウムへ繋げる形で具体化をはかりました。

連続講演会は二回に分け、第一回は弁護士の高橋、影山両氏にじめ、不登校、虐待などの現状とそれに関わる法制度の問題を報告、解説していただき、第二回では川崎市の子ども権利条例の作成に子ども委員として参加された嶋津、山田両氏に条例の内容と作成過程での検討経緯の説明、NGO「アジアの女性と子どもネットワーク」で子どもの商業的、性的搾取に対する行動を担われている武田、飯田両氏にはその実態と組織の活動状況の報告を頂戴しました。本研究は法学研究を中心に据えながらも一つの課題を現場的な実情把握をも踏まえてできるだけ多角的に照射してゆくことをかねてからの基本理念としているわけですが、今回も講師各位の理解あるご協力を得て、この方針に沿った内容の講演会を実現することがで

きたと思っております。

各位のご講演の内容はこの年報の本文部分に記載させていただいたところですが、今年度は地元川崎市の条例づくりに関わられたお二人の体験が特徴的かと思われます。子どもに関わる条例審議にいわば対象者である子どもを委員として加えたことが制度的に一つの意味を持つことはもとよりです。先十二月に横浜で開かれた「第二回児童の商業的搾取に反対する世界会議」でも児童層に属する人達にも発言の場が設けられました。この会議のため来日したドイツの担当大臣、国会議員の方々との会議後に懇談する機会がありました。その際にもこれら若い人達の言動に深い感銘を受けたとのことでした。このような体験は本人にも多くのものを残すことと思われ、そのことは要点を的確に押さえ、歯切れもよく、またお互いの呼吸もぴったりという嶋津、山田御両人の爽やかなご報告ぶりからも窺えました。ただ、委員としての活動の機会を得られるのは数多い同世代の者の中のごく限られた人とならざるを得ません。それだけにそのような場を得た人の体験を広く知らしめる増幅、拡散の道を事後に講じることが大切になるのですが、この年報がその一つの媒体として研究者、専門家だけでなく幅広い分野、年齢層の方々を目に止まれば幸いです。

また、講演会に際しては大学内外からの聴衆から活発な質疑が批判的な意見をも含めて出され、全体として活気ある意見・情報交換の場が持たれました。研究所で用意したアンケートにもほぼ全員の方が意見、提言を書いて下さいましたので、研究所として今後の企画、運営の上で大いに参考とさせていただく所存です。有り難うございました。

春季のシンポジウムは副題を「育つ環境・傷つく環境」として開催、小児医療（精神ケア）、自治体児童福祉、児童権利条約関連NGO活動の三分野からパネリストをお迎えする予定です。本年度の企画ながら、時期的にその内容の報告は次年度の年報でとなります。

三年前からスタートした本学の研究奨励助成制度の下での共同研究については、今年度初頭に本研究所からは二件の申請を提出しました。橋本宏子教授を代表とする「司法救済とADR―福祉領域での問題解決のための基礎研究」、交告尚史教授を代表とする分権型社会における自治体施策の現状と課題（いずれも二年計画）ですが、異例のことながら幸いに双方とも採用となり、スタートしております。また郷田正萬教授を代表とする「東アジアにおける国際体制の再編成については今年度で完結期を迎えますが、これについては概要報告をお寄せいただいておりますので、本号に掲載してあります。この研究は経済、外国語、経営の各学部からの参加者も得た学際的性格のもので、これら各位の御寄稿に研究所としても感謝致す次第です。